

(第1回最終変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 2年 6月 10日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市北区中之島3-3-23
業務の名称	阪神高速道路における交通安全対策検討業務(2019年度)
業務場所	阪神高速道路全線
業務種別	(その他)
業務概要	事故発生状況及び安全対策を継続的に分析 ・整理・蓄積し、 交通安全水準の向上を図る。
業務期間(自)	令和 1年 7月 20日
業務期間(至)	令和 2年 7月 17日
契約金額	28,600,000 円
変更金額	2,651,000 円 減
変更後の契約金額	25,949,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

阪神高速道路における交通安全対策検討業務（2019年度） 第1回最終変更

① 本業務の業務内容を以下のとおり変更する。

4-5 シークエンスパターンのデザイン検討

4-5-2 CG作成及びアンケート企画・実施【変更】

本業務において、第3次APの中間評価として、シークエンスパターンを含めた各種交通安全対策の効果分析を追加で実施し、今後の交通安全対策はその結果を踏まえ推進していくこととなった。従って、本項目は、当該効果分析結果を踏まえた上で実施すべきものと判断されることから、削除する。

4-6 社内WGの運営【変更】

新型コロナウイルスによる会議等の自粛要請を会社より受け、業務期間中に交通安全対策推進WGの開催が難しくなった。よって、社内WGの運営に係る項目を数量変更（元：計4回 → 変更：計3回）する。なお、会議資料の作成のみは実施する。

4-7 第3次APの中間評価【変更】

阪高保交第94号で指示した通り、第3次APの中間評価を追加するものである。

② 本業務の業務期間を以下のとおり変更する。

【変更前】2019年7月20日～2020年6月18日

【変更後】2019年7月20日～2020年7月17日

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の発令を踏まえた対応に伴って、通常の業務実施体制から在宅勤務を併用した業務実施体制に移行したことによる業務進捗の遅延により、業務期間を延期するものである。